

子ども医療費助成制度のご案内

子ども医療費助成制度とは、子どもの福祉と健康増進を図るために、子どもが病院などにかかったときの医療費を助成する制度です。

対象児童

- ・豊橋市内に住所がある。
- ・健康保険に加入している。
- ・他の医療費助成の対象ではない。
(施設医療券、障害者医療、母子父子家庭等医療など)

対象年齢

- ・生まれてから18歳到達年度末まで

助成範囲

- ・保険診療の自己負担分（未就学児は20%、小学生以上は30%）

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、予防接種、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。

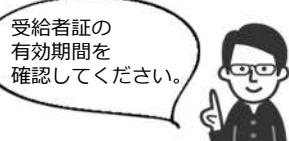
対象年齢	0歳～小学校入学前	小学1年生～中学3年生	16歳～18歳
対象となる医療費	入院・通院・調剤費 ※16歳以上の通院・調剤費は令和6年1月診療分以降		
保険診療の自己負担分	20%	30%	

更新

小学校に入学する前と中学3年生の年度に更新の手続きが必要です。

手続きをすると新しい受給者証を郵送します。

※小学校1年生以降は、障害者医療、母子父子家庭等医療費助成が優先されます。



受給者証の使い方

愛知県内

マイナ保険証等*と受給者証を病院や薬局などの窓口で見せると、保険診療の自己負担分は市が助成します。

*…資格確認書、資格情報のお知らせ

愛知県外

受給者証は愛知県外では使用できません。
マイナ保険証等*を病院や薬局などの窓口で見せ、医療費の30%（または20%）を支払い、後日、払戻の手続きをしてください。

手続き

申請場所：子育て支援課（東館2階⑯番窓口）

*…資格確認書、資格情報のお知らせ

こんなとき	届出	持ちもの	内容
・出生 ・転入	受給者証申請書	お子さんのマイナ保険証等*	受給者証をお渡しします。
・市内住所変更 ・氏名変更	住所・氏名変更届	受給者証	新しい受給者証をお渡しします。
・保険の加入状況の変更	保険変更届	お子さんの新しいマイナ保険証等*	受給者証はそのまま使えます。
・市外（国外）へ転出 ・子どもが施設に入所 ・生活保護開始 ・無保険になった	資格喪失届	受給者証	受給者証は返却してください。
・受給者証をなくした	再交付申請書	お子さんのマイナ保険証等*	受給者証を再発行してお渡しします。

- 窓口センターでも受付をしていますが、新しい受給者証は後日郵送します。
- 保護者以外の方が申請される場合、申請及び受取について委任状が必要です。
- 有効期間の切れた受給者証は子育て支援課または窓口センターへ返却してください。（郵送可）
- 資格がなくなった日以降に使用した医療費は、返還していただきます。

弱視用眼鏡は
上限額に
ご注意ください。

医療費の払戻し申請 (医療費の支払日翌日から5年以内)

申請場所：子育て支援課 (通院分のみ窓口センターも申請可)



		受給者証	マイナ保険証等 (資格確認書、 資格情報のお 知らせ) お子さんのもの	領収証 氏名・診療年 月日・保険点 数・領収金 額・領収印が 明記	通帳 保護者名義	支給決定通 知書	その他
	県外受診など 子ども医療費 受給者証を使 わずに受診し た場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	<input type="radio"/>	—	
事前に 健康保険 で手続き が必要 ※健康保 険組合へ の申請は 申請期限 が異なり ます。 ご注意く ださい。	治療用装具・ 治療用眼鏡な ど治療材料の 場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	医師の証明 書または 指示書 (コピー可)
	保険証等を忘 れて100%支 払った場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	—
	高額療養費・ 家族療養費付 加に該当する 場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	限度額適用 認定証 ※お持ちの方

※領収書の原本を健康保険へ提出した場合、領収書はコピー可です。

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。

※16歳以上の通院・調剤費は、令和6年1月診療分以降が対象です。



- 学校でのケガは、子ども医療費の払戻しはできません。日本スポーツ振興センターから給付が受けられる場合があります。学校で手続きをしてください。
- 豊橋市の国民健康保険以外の健康保険に加入している方で、高額療養費を受け取った場合、豊橋市に返還していただくことがあります。該当の方へは通知します。
- 交通事故など、第三者の行為によってケガなどをして病院を受診された場合は、受給者証を使用しないでください。やむを得ず、受給者証を使ったときは、子育て支援課 (📞 51-2335) へ必ず届け出してください。

豊橋市役所子育て支援課 (東館2階⑯窓口)

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話📞 0532-51-2335 メール✉ kosodate@city.toyohashi.lg.jp

HP <https://www.city.toyohashi.lg.jp/45631.htm>

